

2018年度日中食品安全協力行動計画

2010年5月31日に署名を行った「日中食品安全推進イニシアチブに関する日本国厚生労働省と中華人民共和国国家質量監督検閲検疫総局との覚書」（以下「覚書」という。）に基づき、中国側政府関係組織が変更されたことを考慮し、中華人民共和国海関総署と日本国厚生労働省（以下「双方」という。）は、2018年度下半期の行動計画を次のとおり策定する。

1. 「覚書」の修正

双方は「覚書」を修正し、適当な時期に、双方閣僚級により正式に署名する。

2. 食品安全情報交換に関する連絡窓口

日本側の連絡窓口は日本国厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課輸入食品安全対策室 とし、中国側の連絡窓口は中華人民共和国海関総署輸出入食品安全局 とする。

（注：個人情報を含む部分については空白としています。）

3. 実務者レベル協議の開催

2018年度、後期（11月から3月まで）は中国において、実務者レベル協議を開催する。実務者レベル協議では、本計画4. に示す双方の具体的な関心事項について協議を行う。

4. 解決を希望する双方の具体的な関心事項

（1）日本側の関心事項

- ① 中国産落花生のアフラトキシン基準超過に関する問題
- ② 中国産二枚貝の貝毒汚染及び農薬（プロメトリン）の残留基準超過に関する問題
- ③ 食品中の放射性物質に係る情報提供
- ④ 中国向け輸出水産食品に係る衛生証明書発行機関登録に関する問題
- ⑤ その他

（2）中国側の関心事項

- ① 日本側の一部食品に対する命令検査解除推進に関する問題について
- ② 日本産食品の放射性物質に関する問題
- ③ 日本産食品のカドミウム基準値超過に関する問題
- ④ その他

以上の具体的な関心事項について、円滑な改善推進のため、双方は事前に実務者レベルで協議を行い、併せて、必要に応じて技術的議論の場を設け、技術交流を実施し情報を交換する。

5. 現地調査の実施

上述の具体的な問題の進展状況を確認するため、外交ルートを通じて相手国政府からの同意が得られることを前提に、相手側の関連施設において現地調査を実施する。

6. 行動計画の実施期間

本行動計画は2018年11月から、覚書に基づいて開催される次回の閣僚級会議までの期間実施される。